

事 務 連 絡 平成 30 年 7 月 19 日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成30年11月30日とする措置を指定する件」について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課あて連絡しましたので、別 添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたし ます。 公益社団法人 日本医師会 御中

公益社団法人 日本歯科医師会 御中

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

一般社団法人 日本病院会 御中

公益社団法人 全日本病院協会 御中

公益社団法人 日本精神科病院協会 御中

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中

公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中

一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中

一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中

一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中

一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中

公益社団法人 日本看護協会 御中

一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中

公益財団法人 日本訪問看護財団 御中

独立行政法人 国立病院機構本部 御中

国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中

国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中

国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中

独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中

独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中

健康保険組合連合会 御中

全国健康保険協会 御中

公益社団法人 国民健康保険中央会 御中

社会保険診療報酬支払基金 御中

財務省主計局給与共済課 御中

文部科学省高等教育局医学教育課 御中

文部科学省高等教育局私学行政課 御中

総務省自治行政局公務員部福利課 御中

総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中

警察庁長官官房給与厚生課 御中

防衛省人事教育局御中

労働基準局労災管理課 御中

労働基準局補償課 御中

各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

事 務 連 絡 平成30年7月19日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成30年11月30日とする措置を指定する件」について

「平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(平成30年政令第211号)が、別添1のとおり、平成30年7月14日付けで公布され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成8年法律第85号。以下「法」という。)の規定の一部が、平成30年7月豪雨による災害に適用されることとなった。

具体的には、法第2条第1項の特定非常災害として平成30年7月豪雨による災害が指定され、その被災者等について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長や、法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除等の措置が行われるものである。

これを受けて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成30年11月30日とする措置を指定する件」(平成30年厚生労働省告示第276号。以下「告示」という。)が別添2のとおり、平成30年7月19日付けで告示された。

この告示は平成30年7月豪雨に際し、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域(以下「特定被災区域」という。)内において、健康保険法第63条第3項第1号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定等について、有効期間を延長し、その満了日を平成30年11月30日とするものである。

これらに伴う健康保険法に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう願いたい。

記

行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長について

- (1) 告示により有効期間等の満了日を延長した権利利益のうち、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定に基づくものは、次のとおりである。
 - ・保険医療機関又は保険薬局の指定(特定被災区域内に在る保険医療機関又は保険薬 局に係るものに限る。)

- (2) 特定権利利益に係る満了日の延長措置は、法に基づく特別措置であり、当該特別措置によらずに、保険医療機関又は保険薬局の指定の更新を行うことができるものについては、告示による満了日の延長措置にかかわらず、関係法令に基づき指定の更新を行うこととするよう御配慮願いたい。
- (3) 告示により指定された措置のほか、法第3条第1項に規定する行政庁又は行政機関は、平成30年7月豪雨による災害の被害者であって、理由を記した書面により同項各号に掲げる特定権利利益に係る満了日の延長の申出を行ったものについて、平成30年11月30日までの期日を指定してその満了日を延長することができるものであり、特定被災区域内に在る保険医療機関又は保険薬局以外の保険医療機関又は保険薬局に関しては、本規定に基づいた対応の必要性について御配慮願いたい(法第3条第3項)。

別 添 1

政令第二百十一号

平成三十年七月豪雨による災害につい ての特定非常災害及びこれに対

Ĺ

適

用

すべ

き措置

の指

定

12

. 関

す

る政令

内 閣 は、 特 定 非 常 災害 \mathcal{O} 被 》 害者 \mathcal{O} 権 利 利 益 \mathcal{O} 保 全等を図 [るため \mathcal{O} 特 別 措 置 に 関 す る法 律 平 成 八 年 法 律第

八十五号) 第二条第 項 及 び 第 項 前 段、 第三条第 項、 第四 条第 項、 第五 条第 項、 第六条並 U に 第

条の規定に基づき、この政令を制定する。

(特定非常災害の指定)

第一 条 特定 非常災害 の被害者 \bar{O} 権 利 利 益 \mathcal{O} 保全等を図るため \mathcal{O} 特 別措 置 に関 する法律 (以 下 「法」という

0 第二条第一 項 \mathcal{O} 特 定 非常災害として平成三十年七月豪雨 による災害を指定し、 同 年六月二十八 日 を同

項の特定非常災害発生日として定める。

(特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

第二条 前 条 \mathcal{O} 特 定 非常災害に対 L 適 用す N き措置として、 法第三条から第七条までに規定する措置を指定

する。

行 政 Ĺ \mathcal{O} 権 利 利 益 に係 る満 了 日 \mathcal{O} 延 長 期 日

第三条 第 条の 特 定 非常災害に 0 1 ての 法第三条第一 項の政令で定める日 は 平成三十年十一月三十日と

する。

(特定義務の不履行についての免責に係る期限)

第四 条 第 条 \mathcal{O} 特 定 非常 災 害につい て O法第四 条 第 項 \mathcal{O} 政 令で定める特定義務 $\widetilde{\mathcal{O}}$ 不 櫰 行 12 0 1 て \mathcal{O} 免 責

に係る期限は、平成三十年九月二十八日とする。

法 人 \mathcal{O} 破 産 手 続 開 始 \mathcal{O} 決 定 0 特 例 に 関 する措置に係る期 月)

第五条 第 条の 特定非常災害に うい ての法第五条第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 政令で定める日は、 平成三十二年六月二十六日

とする。

相 続 \mathcal{O} 承 認又 は放棄をすべ き期 間 \mathcal{O} 特 例 に関 する措置に係る地 区及び期

日

第六条 第 条の 特定非常災害につい ての法第六条の政 令で定める地区は、 平 成三十年七月豪雨 に際 心災害

救 助 法 韶 和二十二年 法 律 第百· 十八号) が 適 用 さ れ た 同 法 第 一条に 規 定 す る 市 町 村 \mathcal{O} 区 域とする。

2 第 条 \mathcal{O} 特 定 非 常 災 害 に 0 1 7 \mathcal{O} 法 第 六 条 \mathcal{O} 政 令 で定め る H は、 平 成 三十一年二月二十八日とする。

調 停 \mathcal{O} 申 立 て \mathcal{O} 手 数 料 \mathcal{O} 特 例 に 関 する 措 置 に 係 る 地 区 及 び 期 日

第七 条 第 条 \mathcal{O} 特 定 非 常災害に 0 1 7 \mathcal{O} 法 第 七 条 \mathcal{O} 政 令 で 定め る地 区 は、 平成三十年七月豪 雨 に 際 L 災害

救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域とする。

2 第 条 \mathcal{O} 特 定 非 常 災 害 12 0 1 7 \mathcal{O} 法 第 七 条 \mathcal{O} 政令で定め る 日 は、 平 成 三十三年五月三十一日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第二百七十六号

十 五

号)

第三

条

第

項

 \mathcal{O}

規

定

に

基

づ

き、

同

条

第

項

 \mathcal{O}

特

定

権

利

利

益

に

係

る

期

間

 \mathcal{O}

延

長に

関

し当

該

延長

特 定 非 常 災 害 \mathcal{O} 被 害 者 \mathcal{O} 権 利 利 益 \mathcal{O} 保 全 等 を 义 る た 8 \mathcal{O} 特 別 措 置 に 関 す る 法 律 平 成 八 年 法 律 第 八

後 \mathcal{O} 満 了 日 を 平 成 三 + 年 + 月 + 日 とす る 措 置 を 次 \mathcal{O} ょ う に 指 定 す る。

平成三十年七月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

	対象となる特定権利利益 対象者	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号の「特定被災区域内に保険医	機関又は保険薬局に係るものに限る。) 内に在る保険医療機関又は保険薬局の指定(平成三十年七月豪 療機関又は保険薬康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号の 特定被災区域内に
康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号の 特定被災区域内に保険	康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号の 特定被災区域内に保険		定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定(平成三十年七月豪 療機関又は保険薬
定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定(平成三十年七月豪 療機関又は保険薬局を康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号の 特定被災区域内に保険	定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定(平成三十年七月豪療機関又は保険薬局を康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号の特定被災区域内に保険	定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定(平成三十年七月豪 療機関又は保険薬局を	に際し、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用され
に際し、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用され する者定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定(平成三十年七月豪 療機関又は保険薬局を康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号の 特定被災区域内に保険 素	に際し、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用され する者定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定(平成三十年七月豪 療機関又は保険薬局を康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号の 特定被災区域内に保険	に際し、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用され(する者)定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定(平成三十年七月豪)療機関又は保険薬局を	市町村の区域(以下「特定被災区域」という。)内に在る保険
市町村の区域(以下「特定被災区域」という。)内に在る保険医に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定(平成三十年七月豪 療機関又は保険薬局をまた(本成三十年七月豪 療機関又は保険薬局をまた(本成三十年出月 療機関又は保険薬局を変し、災害救助法(昭和二十二年法律第七十号)第六十三条第三項第一号の 特定被災区域内に保険	市町村の区域(以下「特定被災区域」という。)内に在る保険医に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定(平成三十年七月豪 療機関又は保険薬局を原保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号の 特定被災区域内に保険	市町村の区域(以下「特定被災区域」という。)内に在る保険医に際し、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用され(する者)定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定(平成三十年七月豪)療機関又は保険薬局を	機関又は保険薬局に係るものに限る